

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第97号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項及び同条第5項を削る。

別表第1備考2を削り、同備考1を同備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市老人福祉措置費徴収規則の規定は、平成19年4月分の老人福祉法第11条第1項第1号の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)